

霧島市生活環境美化条例 逐条解説

目次

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 市の責務
 - 第4条 市民等の責務
 - 第5条 事業者の責務
 - 第6条 環境美化モデル地区の指定
 - 第7条 禁止行為等
 - 第8条 ふれあいボランティアの日
 - 第9条 環境美化推進員
 - 第10条 関係行政機関への協力要請
 - 第11条 立入調査
 - 第12条 指導又は勧告
 - 第13条 公表
 - 第14条 改善命令
 - 第15条 委任
 - 第16条 罰則
- 附則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

本市は、日本最初の国立公園の一つである霧島連山や豊かな水系など、広大な自然とともに生活してきました。しかし、近年はごみの不法投棄、飼い犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの苦情が数多く寄せられています。これらの問題を解決し、良好な生活環境を実現するため、この条例を制定するものです。

良好な生活環境を実現するためには、行政と民間の協働が必要不可欠です。「協働」とは、市、市民、事業者が対等の関係の下に、共通の目的を達成するため、それぞれの得意分野や特徴を生かし、お互いを尊重して助け合いながら積極的な参画を行うことをいいます。鹿児島県では平成18年に共生・協働推進室が、本市においても平成19年に共生協働推進

課が設置されていることから分かるように、行政と民間の協働は、現在の地方自治において、一つの大きなテーマとなっています。

【用語】

「共生」

異なる生き物が緊密な関係を保ちつつ、互いに利益を受けながら共に生きていくことをいいます。

「環境共生宣言都市」

平成 18 年 11 月 5 日に開催された霧島市誕生一周年記念式典において、「市民憲章」「道義高揚・豊かな心推進宣言」「国際観光文化立市宣言」「環境共生宣言」「増健・食農育宣言」「非核平和宣言」が採択されました。このうち、「環境共生宣言」については以下のとおりです。

環境共生宣言

自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物です。

この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。

私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに「環境共生宣言」をいたします。

「生活環境」

私たちが日常生活を営む上で関係のある環境のことです。環境基本法においては、「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいう、と定義されています。本条例においても、これに準じることとします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、若しくは市内を通過し、又は市内に財産を有し、若しくは管理する者をいう。
- (2) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理事務所その他の関係行政機関をいう。
- (3) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路、

広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。

(4) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。

(5) 空き缶、吸い殻等 空き缶、空き瓶その他飲食後不要となった容器及び包装物並びに紙くず、たばこの吸い殻、ガムの噛みかすその他これらに類する物をいう。

【趣旨】

本条では、本条例で使われている語句のうち、繰り返し使われているものや、特に明確な定義が必要なものについて定義しています。

【用語】

「市民等」

普通、「市民」といえばその市に実際に住んでいる人のことをいうことが多いのですが、環境に影響を与えるのは住んでいる人だけではありません。このことから、この条例では、①本市に住んでいる人②本市にある事業所に勤めている人③本市にある学校に通っている人④旅行などの目的で本市に滞在する人⑤旅行の途中などで本市を通過する人⑥本市内に土地や建物などの財産を持っている人⑦本市内の土地や建物などの財産を管理している人を「市民等」として定義しています。

「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。したがって、株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

(市の責務)

第3条 市は、清潔できれいな住みよいまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、自然環境及び生活環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、自主的活動の促進に努めなければならない。

3 市は、市民等及び事業者による自発的な環境美化活動に対して、積極的に支援を行うものとする。

【趣旨】

快適で良好な生活環境の実現を図るにあたり、市が果たすべき責務を定めています。第1項では施策の策定、第2項では市民等や事業者に対する普及啓発、第3項では市民等や

事業者による環境美化活動への支援について規定しています。

【用語】

「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民等・事業者の責務を規定しています。

「自然環境」

人の手を加えられずに、または必要以上に手を加えずに残されている自然のことをいいます。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自然を破壊するような行為は厳に慎み、自然環境の保全に努めなければならない。

2 市民等は、その占有、所有又は管理する土地、建物又は工作物及びこれらの周辺の清潔を保ち、周囲の通行及び生活環境並びに住民の健康へ悪影響を及ぼす状態とならないよう、自らの責任で必要な措置を講じなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市や関係行政機関等が実施する施策等に協力しなければならない。

【趣旨】

市民等が住みよいまちづくりのために果たすべき責務について規定します。第1項では自然環境の保全を、第2項では土地や建物の適切な管理を、第3項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等への協力を規定しています。

【用語】

「占有」

自己の利益とする意思をもって物を所持することをいいます。例えば、家を貸してもらい、そこに住んでいる場合、その人は家を占有していることとなります。物を占有するに当たっては、この例のように、その物の所有権を有しているかどうかは関係がありません。

「所有」

ある物の所有権を有していることをいいます。なお、実際にその物を占有しているかどうかは関係がありません。例えば、金融機関にお金を預けた場合、このお金を占有しているのは金融機関ですが、所有しているのは預けた人となります。

「管理」

所有者の依頼を受けて、その物の保存や利用を行うことをいいます。

「悪影響」

具体的には、雑草が繁茂して害虫が発生したり、庭木が道路にはみ出して通行の妨げになったり、土地に不法投棄された廃棄物を処分せずに放置したり、空き家の管理をしなかった結果不審者が出入りしたりすることなどが想定されます。また、「霧島市安心安全まちづくり条例」第5条及び第8条、「霧島市火災予防条例」第24条においても同様の規定があります。

霧島市安心安全まちづくり条例

(市民の責務)

第5条

3 市民は、安心安全なまちづくりのため、公共の場所又は自己若しくは他者の所有地において、周辺の生活環境を損なうような行為をしない等の社会的マナーの向上に努めるものとする。

(所有者等の責務)

第8条 所有者等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、自ら犯罪・事故等の防止上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

霧島市火災予防条例

(空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動等に当たっては、自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に協力するものとする。

【趣旨】

住みよいまちづくりを図るため、事業者が果たすべき責務について規定しています。第1項では事業活動を行う上で環境の保全に配慮すること、第2項では市や関係行政機関が

実施する施策や、自治会等が行う活動等に協力することを規定しています。

【用語】

「事業活動」

事業者が成果を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明したとおり、市が実施する公共事業も事業活動に含まれます。

(環境美化モデル地区の指定)

第6条 市長は、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域を環境美化モデル地区に指定することができる。

2 市長は、環境美化モデル地区を指定しようとするときは、関係行政機関及び霧島市環境対策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境美化モデル地区を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前2項の規定は、環境美化モデル地区の変更又は廃止について準用する。

【趣旨】

良好な生活環境の実現に当たり、重点的に取り組む地域を指定できることを規定しています。指定される地域としては、特にぼい捨てなどがひどい地域や、他の地域の模範となるような環境美化活動が盛んに行われている地域などが考えられます。

【用語】

「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会条例」に基づき設置されている諮問機関です。学識経験者、行政機関の職員、関係団体から推薦された者15名で組織され、市が実施する環境に関する重要な案件について、市長からの諮問を受け、審議を行い、市長へ答申します。

「公示」

ある事項を発表し、公衆が知ることができる状態におくことをいいます。具体的には、市役所に設置してある掲示板に掲示を行うこととなります。

「準用」

再度同じような条文を繰り返さずに簡潔に表現するために使われる法令用語です。ここでは、環境美化モデル地区を変更するとき又は廃止するとき、第2項・第3項を「～地区を変更しようとするときは、関係行政機関及び～」、「～地区を廃止するとき、その旨を～」というように読み替えることとなります。

(禁止行為等)

第7条 市民等は、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

- 2 犬を飼養する者は、公共の場所に、飼い犬のふんを放置してはならない。
- 3 市民等は、公共の場所において、歩行中に喫煙しないよう努めなければならない。
- 4 飲食物を販売する者は、飲食物の提供に伴う廃棄物の散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 犬、猫その他の愛がん動物（以下「愛がん動物」という。）の所有者（所有者以外の者が管理する場合はその者も含む。）は、第2項に掲げるものを除くほか、愛がん動物の種類及び習性に応じて、適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。
- 6 何人も、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）を掲出し、又は公共の場所においてちらし等を配布することにより宣伝行為を行うときは、屋外広告物法その他の関係法令を遵守するほか、まちの美観を損なわないよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本市の生活環境の保全・美化のため、①ばい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止③歩行中の喫煙の制限④飲食物販売時における廃棄物の散乱の防止⑤愛がん動物の適正な飼養⑥屋外広告物掲出時における景観への配慮について規定しています。このうち、①②については罰金の適用の対象となります。

公共の場所における喫煙については、歩行中の喫煙を控えるほか、吸い殻を処理する道具の携帯や、吸い殻入れ等が設置されている場所で喫煙するなど、吸い殻の散乱の防止に努めなければなりません。

愛がん動物の適正な飼養については、飼えなくなったからといって山や川などに放して生態系へ悪影響を及ぼすことがないように、責任を持って終生飼養を行うことも含まれます。

景観への配慮については、無秩序に屋外広告物が設置されることによる雑然とした街並みを防止する意味合いを込めています。

【用語】

「犬を飼養する者」

犬の飼い主のほか、一時的に預かっている人、ブリーダーやペットショップなどの事業者も含まれます。これは、「愛がん動物の所有者」についても同様です。なお、犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、自治体に犬の登録を行う必要があります。

「飼い犬」

上記と同様、愛がん目的で飼っている犬だけではなく、一時的に預かっている犬や商品である犬についても該当します。

「ふんの放置」

道端や田畑に放置することだけでなく、他人の土地や公共の場所に穴を掘って埋めたり、土をかぶせたりする行為についても放置とみなされます。

「建物、工作物その他の施設」

民家やビル、電柱や堤防などが例として挙げられます。

「飲食物を販売する者」

店舗を設けて飲食物を提供する事業者のほかに、縁日の出店や移動販売なども含まれません。

「飲食物を提供することに伴って発生する廃棄物」

例えば、販売した飲食物の包装物や容器、団子等の串、魚の骨や野菜の芯や種、食べ残しなどです。

「廃棄物の散乱を防止する措置」

空き缶の回収容器やごみ箱などを設置し、適正に維持管理することが考えられます。

「屋外広告物」

屋外広告物法において、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、たて看板、貼紙、広告塔、広告板などのことをいう、と定義されています。

「屋外広告物法その他の関係法令」

屋外広告物法においては、屋外広告物の表示に関する基準・制限・禁止に関する規定があります。また、道路法においては、道路に看板等を設置する場合には占用の許可を得なければならないとされ、軽犯罪法においては、みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をしたり、看板などの標示物を取り除いたり、工作物や標示物を汚す行為が罰則の対象とされています。

(ふれあいボランティアの日)

第8条 市は、市民等及び事業者の環境美化に関する意識の啓発を図り、地域社会の一員としての清潔で美しい住みよいまちづくりの日常的な実践活動を促進するため、9月の第1日曜日を「ふれあいボランティアの日」と定める。

2 市、市民等及び事業者は、ふれあいボランティアの日を中心に、清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

市、市民、事業者が一体となってまちの清掃活動に取り組む日として、「ふれあいボランティアの日」を定めたものです。清掃活動のほかにも、環境美化について家庭や職場などで話し合い、理解を深めることを定めています。

(環境美化推進員)

第9条 市長は、生活環境美化の推進を図るため、本市に居住する者の中から環境美化推進員を任命することができる。

2 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うものとする。

3 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うに当たり、市民等に対して助言を与えるとともに、市長に対して意見を述べるができる。

【趣旨】

市民の中から環境美化推進員を任命することができることが規定されています。第2項に環境美化推進員の役割が、第3項にはその役割を遂行するに当たって環境美化推進員が行うことができることについて規定されています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

(関係行政機関への協力要請)

第10条 市は、生活環境美化を推進するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、協力を要請するものとする。

【趣旨】

生活環境に関して問題が生じた場合、本市だけでは解決が難しいことがあります。本市には県の環境に関する部署の出先機関である保健所がありますし、不法投棄があった場合には警察と連携して解決を図ることもあります。また、環境問題の内容によっては、周辺の自治体と足並みを揃えて取り組んだほうが効果が高いものもあると考えられることから、本条において関係行政機関に対する協力について規定しています。

(立入調査)

第 11 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【趣旨】

本条は、本条例における禁止事項等に違反しているおそれのある場所などに市職員が立ち入り、その現状などについて調査をすることが出来る旨定めています。

【用語】

「必要と認める場所」

本条例においては、第 7 条に規定する事項について違反している、又は違反するおそれがある場所をいいます。

「必要な調査」

例えば調査が必要と認められた場所やその周辺の状況、土地の所有者等について調査を行うこととなります。

「身分を示す証明書」

本市の職員は、顔写真及び所属が明記された名札状の身分証明書を所持しています。本条における調査の際には、これを提示することとなります。

(指導又は勧告)

第 12 条 市長は、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復をするよう指導又は勧告を行うことができる。

【趣旨】

第 7 条において禁止されている行為、すなわち①ぼい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止について違反している者に対して、指導又は勧告ができる旨規定したものです。

【用語】

「指導又は勧告」

どちらも行政手続法において行政指導の一つとして定義されています。指導と勧告の区別に明確な定義はありませんが、指導よりも勧告のほうがやや強い印象を受けます。

(公表)

第 13 条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由がなくその指導又は勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

【趣旨】

第 12 条（指導又は勧告）に規定される勧告に従わない場合、必要に応じて公表を行うことについて規定されています。

【用語】

「正当な理由」

ぼい捨て、ふんの放置及び落書きについて、やむを得ず行ったと認められるような理由をいいます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(改善命令)

第 14 条 市長は、前条の規定により公表された者が、正当な理由がなくその公表された行為を継続して行うときは、当該行為の中止又は原状回復をするよう命ずることができる。

【趣旨】

第 13 条（公表）に規定されている公表を行ったにも関わらず、なおその行為を行った場合、市長はその者に対して改善命令を行うことができることが規定されています。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 12 条に規定されている指導や勧告はどのように行うか、第 13 条に規定されている公表はどのような事項について行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行

っていくこととなります。

※ 規則

市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

(罰則)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者で、第 14 条の命令を受けてこれに従わなかったものは、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定に違反して、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨てた者
- (2) 第 7 条第 2 項の規定に違反して、公共の場所に飼い犬が排せつしたふんを放置した者

【趣旨】

第 14 条（改善命令）に規定されている改善命令に従わなかった場合、5 万円以下の罰金が科せられることとなります。

【用語】

「罰金」

地方自治法において、地方自治体が条例の中で定めることができるとされている罰則の一つです。罰金はただちに徴収することはできず、警察署による取締り、検察庁による告発を受け、裁判所が罰金の額を決定します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(牧園町生活環境美化条例の廃止)
- 2 牧園町生活環境美化条例（平成 16 年牧園町条例第 3 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までにした牧園町生活環境美化条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行する

かは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第 16 条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20 日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

「牧園町生活環境美化条例」

旧牧園町において平成 16 年に制定された条例です。14 の条で構成され、空き缶などのぼい捨ての禁止やふんの放置の禁止などが規定されています。

「なお従前の例による」

従前の条例が廃止されるまでの間になされた処分等は、新しい条例が施行されたからといって無効になるわけではなく、従前の条例が廃止される前のままの効力が生じるということです。